

令和7年度文京区育児休業代替任期付職員(事務・Ⅲ類)募集案内

令和7年5月28日
文京区

この採用選考は、文京区の育児休業代替任期付職員（事務・Ⅲ類）の採用予定者を決定するために実施します。

育児休業代替任期付職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服務等）については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。

1 職種及び採用予定数等

職 種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所
事 務	Ⅲ類	若干名	文京シビックセンター内各課、 福祉事務所、区内出先機関 等

◆ 勤務場所：屋内全面禁煙（文京シビックセンター敷地内屋外に1か所喫煙所有）

2 選考の概要

申込受付期間	申込受付方法	第一次選考実施日	受験資格年齢	採用予定時期
令和7年5月28日(水) ～ 令和7年6月25日(水)	インターネット	令和7年 7月2日(水)	平成19年9月1日 までに生まれた方	令和7年 9月以降 (随時)

3 受験資格

日本国籍を有し、受験資格年齢までに生まれた方。ただし、地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（4ページ参照）及び現在文京区の常勤職員（教育公務員、任期付職員（※）及び臨時的任用職員を除く。）は、受験できません。

※ 「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員をいいます。

4 任用期間

おおむね6年以上3年未満

◆ 代替する職員の育児休業期間に応じて、採用時に決定します。

なお、任期付職員として採用され、その任期が満了した後に、他の職員の代替えとして任期を更新することはありません。

5 選考内容

(1) 第一次選考

実施日	令和7年7月2日(水)
実施場所	文京区役所(予定)
集合時間	午前10時(予定)
実施内容	課題式作文(60分、800字程度)
結果発表	令和7年7月上旬(予定)
	※ 合否にかかわらず、受験者全員に通知します。

◆ 実施場所・集合時間は、変更する場合がありますので、受験票を必ず確認してください。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実施日	令和7年7月中旬～下旬(予定)
場所	面接
方法	文京区役所(予定)

◆ 詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。

(3) 最終合格発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

結果発表	令和7年8月上旬(予定)
	※ 合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

◆ 育児休業取得職員の代替えとなる任期が決定後、配属先等の確認をした上で採用内定とします。

6 申込手続

インターネット(LoGo フォーム)からお申し込みください。

申込方法	下記のQRコードを読み取り、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、申込受付期間中に申請してください。  https://logoform.jp/form/6KSu/925323からもアクセスできます。
申込期間	上記申込受付期間による【期間内受信有効】

◆ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール(申請到達)が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止又は通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

《試験の申込みをした人は必ず受験してください》

本採用選考は、受験者の方の申込みによって試験の準備が進められます。これには、区民の方々に納めていただく税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は必ず受験してください。

7 受験票の交付

申込期間終了後に、受験票をメールで送信します。試験当日、印刷した受験票に必ず写真を貼付の上、持参してください。

◆ 第一次選考の実施日の2営業日前までにメールが届かない場合、問合せ先に照会してください。

8 勤務条件

(1) 初任給

月額 約218,400円（令和7年4月1日現在）

- ◆ 上記金額には地域手当（20%）を含みます。
- ◆ 職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算されます。
- ◆ その他条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ◆ 採用されるまでに給与改定等が行われた場合には、その額によります。

(2) 勤務日及び勤務時間

勤務日	勤務時間
月曜日から金曜日まで	1日7時間45分、1週間38時間45分

◆ 勤務日・勤務時間については、職場により変則勤務となる場合があります。

(3) 休暇等

年度ごとに20日（付与日数は、採用月によります。）の年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等が設けられています（育児休業代替任期付職員は、育児休業及び育児短時間勤務は請求することができません。）。

9 合格者の取扱いについて

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。名簿登載期間は合格発表日から1年間です。

名簿登載期間中、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。ただし、取得状況によっては採用されない場合があります。

最終合格後、育児休業代替任期付職員として採用する前に、妊娠出産休暇期間の会計年度任用職員として勤務を依頼することがあります。

10 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理しています。文京区では、提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。

また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄いたします。

11 問合せ先

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21

文京区役所総務部職員課人事係（文京シビックセンター17階）

Tel 03-5803-1144（直通）

12 文京シビックセンター（文京区役所）案内図



《交通》

- ◆ 東京メトロ 丸ノ内線・南北線
「後楽園」駅
5番出口直結・3番出口徒歩1分
- ◆ 都営地下鉄 三田線・大江戸線
「春日」駅
文京シビックセンター連絡口直結
- ◆ JR 総武線
「水道橋」駅 徒歩9分

(参考)

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、選考を受けることができません。